

港区介護保険条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(保険料率等)</p> <p>第七条 平成三十年度から令和二年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第三十九条第一項第一号に掲げる者 三万三千七百二十三元</p> <p>二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 四万二千二百十七円</p> <p>三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 四万八千七百十一円</p> <p>四 四十七（略）</p> <p>2 前項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和二年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、一万八千七百三十五円とする。</p> <p>3 第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和二年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、</p>	<p>(前略)</p> <p>(保険料率等)</p> <p>第七条 平成三十年度から令和二年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「令」という。）第三十九条第一項第一号に掲げる者 三万三千七百二十三元</p> <p>二 令第三十九条第一項第二号に掲げる者 四万二千二百十七円</p> <p>三 令第三十九条第一項第三号に掲げる者 四万八千七百十一円</p> <p>四 四十七（略）</p> <p>2 前項第一号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和二年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、二万四千三百五十六円とする。</p> <p>3 第一項第二号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和二年度の各年度における保険料率は、</p>

三万三千七百二十三円とする。

4 第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和二年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、四万四千九百六十四円とする。

(後略)

付 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区介護保険条例第七条第二項から第四項までの規定は、令和二年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

同号の規定にかかわらず、三万七千四百七十円とする。

4 第一項第三号に掲げる第一号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度及び令和二年度の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、四万六千八百三十八円とする。

(後略)